

【地域自主防災組織規約(雛形その1)】

〇〇地域自主防災会規約

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定・改正

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、〇〇地域自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、相互扶助の精神に基づき、住民による自主的な防災活動を行うものとし、災害（火災、地震、風水害等）発生時に対応するとともに被害の未然防止に努め、もって〇〇地域内住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、〇〇地域内の住民をもって構成する。

2 本会の事務局は、〇〇〇〇に置く。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各班を設置する。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出・救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食・給水班

2 前項各班には班長及び副班長を置く。

(防災計画)

第5条 本会は、災害による被害の未然防止及び軽減を図るための計画（以下「防災計画」という。）を作成し実行する。

2 防災計画には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 組織の編成及び任務に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施等に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給水・給食等に関すること。
- (5) その他、計画に盛り込むことが必要とされること。

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
 - (6) 班長 各1名
 - (7) 副班長 各1名
- (役員選出)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会で選出する。

2 事務局長、会計、班長及び副班長は、会長が指名する。

(任期)

第8条 会長、副会長及び監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 事務局長、会計、班長及び副班長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員が生じた場合の前2項の者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期満了後において、後任者が決定されるまでの間が生じた場合は、前任者が任務を行う。

(任務)

第9条 会長は、本会を代表し、総括指揮する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を掌握する。

4 会計は、本会の会計事務を行う。

5 監事は、本会の会計を監査する。

6 班長は、本会の各専門班を代表し、専門任務にあたる。

7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その任務を代行する。

(総会等)

第10条 総会は、年1回開催し、会長が招集する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 規約の改廃に関する事。

(2) 防災計画に作成等に関する事。

(3) 予算及び決算に関する事。

(4) 事業計画及び結果報告に関する事。

(5) 役員の変更に関する事。

(6) 会費の決定等に関する事。

(7) その他、総会での審議が必要と認めた事。

3 臨時総会は、会長が特に必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。

4 総会及び臨時総会は、構成員の合計の2分の1以上の出席（委任状含む）でもって成立し、出席者の過半数で決するものとする。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が特に必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項。
- (2) 総会から委任された事項。
- (3) その他、必要な事項
(会計)

第12条 本会を運営する経費は、会費、〇〇及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(監査)

第13条 本会の監査は、毎年1回以上監事が行う。

2 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。